

別紙

NifMo 利用規約 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">NifMo 利用規約</p> <p>(略)</p> <p>第 2 条 (定義)</p> <p>本規約における用語の定義は以下のとおりとします。</p> <p>(1) NifMo : ニフティが、携帯電話事業者による卸電気通信役務を利用して提供する、モバイルアクセスサービス。ワイヤレスデータ通信サービスおよび回線交換サービス（音声通話等）が含まれ、これらを個別または組み合わせて提供するものを指します。</p> <p>(2) SIM カード : NifMo によりモバイルアクセスサービスを利用するのに必要な、契約者情報を記録した IC カード。ニフティが契約者に貸与します。</p> <p>(略)</p> <p>第 5 条 (サービス提供開始時期)</p> <p>1. NifMo および付加機能サービスの提供開始日は、前条に基づき NifMo 契約が成立した後、契約者が注文した端末機器または SIM カードを受領した日とします。また、当該提供開始日の属する月を提供開始月とします。</p> <p>(略)</p> <p>第 14 条 (その他の制限等)</p> <p>1. ニフティは、契約者間の利用の公平を確保し、NifMo を円滑に提供するため、動画再生やファイル</p>	<p style="text-align: center;">NifMo 利用規約</p> <p>(略)</p> <p>第 2 条 (定義)</p> <p>本規約における用語の定義は以下のとおりとします。</p> <p>(1) NifMo : ニフティ以外の電気通信事業者提供元となる、IP 通信網サービス、および音声通話サービスを個別に又は組み合わせてニフティが主体となって提供するモバイルアクセスサービスで、ワイヤレスデータ通信および回線交換サービスの 2 種類とする</p> <p>(2) SIM カード : NifMo によりモバイルアクセスサービスを利用するのに必要な、契約者情報を記録した IC カード。ニフティが契約者に貸与するもの</p> <p>(略)</p> <p>第 5 条 (サービス提供開始時期)</p> <p>1. ニフティは、NifMo および付加機能サービスについては、前条により NifMo 契約が成立し、ニフティがこれに基づき送付した当該契約者が注文した端末機器および/または SIM カードを、当該契約者が受領した日を、NifMo の提供開始日とし、当該提供開始日を含む月を提供開始月とします。</p> <p>(略)</p> <p>第 14 条 (その他の制限等)</p> <p>(新設) ニフティは、契約者間の利用の公平を確保し、NifMo を円滑に提供するため、動画再生やファ</p>

別紙

<p>交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われるワイヤレスデータ通信について速度や通信量を制限または停止することがあります。</p> <p>2. 契約者は、提供元の電気通信事業者が、災害等の非常時において、他の電気通信事業者の通信設備を利用して通信を行う機能（以下「JAPAN ローミング」といいます。）を提供する場合、当該機能を利用することができます。</p> <p>3. 契約者は、JAPAN ローミングの利用にあたり、契約者識別番号又は IMSI 番号がその緊急通報に係る機関へ提供されることに同意するものとします。</p> <p>4. JAPAN ローミングを利用した緊急通報の発信に先立ち「184」又は「186」をダイヤルした場合、緊急通報ができない場合があります。</p> <p>（略）</p> <p>第 28 条（情報の収集）</p> <p>1. ニフティは以下の場合に必要な情報を収集し、自己による分析、蓄積等を行うほか、当該情報（契約者情報を含みます。）を提供元またはその他の電気通信事業者、クレジットカード会社等に提供することがあり、契約者は予めこれに同意するものとします。</p> <p>（1）第 13 条に規定する通信時間等の制限のため</p> <p>（2）利用料債務の履行を怠るなどの当該契約者の債務不履行情報を他の電気通信事業者と共有するため</p> <p>（3）番号ポータビリティにかかる転入または転出の手続のため</p> <p>（4）提供元の電気通信事業者または当該提供元電気通信事業者と協定等により契約者に 国際電気通信サービスを提供する国際電気通信事業者等からの請求に応えるため</p> <p>（5）不正利用被害情報をクレジットカード会社等と共有するため</p> <p>（6）JAPAN ローミングを利用した緊急通報に利用するため</p>	<p>イル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われるワイヤレスデータ通信について速度や通信量を制限または停止することがあります。</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p> <p>第 28 条（情報の収集）</p> <p>1. ニフティは以下の場合に必要な情報を収集し、自己による分析、蓄積等を行うほか、当該情報（契約者情報を含みます。）を提供元またはその他の電気通信事業者、クレジットカード会社等に提供することがあり、契約者は予めこれに同意するものとします。</p> <p>（1）第 13 条に規定する通信時間等の制限のため</p> <p>（2）利用料債務の履行を怠るなどの当該契約者の債務不履行情報を他の電気通信事業者と共有するため</p> <p>（3）番号ポータビリティにかかる転入または転出の手続のため</p> <p>（4）提供元の電気通信事業者または当該提供元電気通信事業者と協定等により契約者に 国際電気通信サービスを提供する国際電気通信事業者等からの請求に応えるため</p> <p>（5）不正利用被害情報をクレジットカード会社等と共有するため</p> <p>（新設）</p>
--	--

別紙

第 29 条（発信者番号通知等）

1. ニフティは回線交換サービスの利用において、当該契約者回線からの通信に紐づけられる契約者識別番号を当該通信の着信先の契約者回線等へ通知します。

2. 前項の規定にかかわらず、発信者はニフティが別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。但し、緊急通報に係る機関が、人の生命などに差し迫った危険があると判断しニフティに通知の要請があった場合には、契約者識別番号を通知することがあります。

3. 回線交換サービスの利用において当該契約者回線への通信（ニフティが別に定めるものに限り）であって、発信者番号（発信に係る契約者回線等または他社契約者回線の電話番号等をいいます。以下同じとします）が通知されない通信に対して、その契約者回線の契約者は、その発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を発信者に通知することができます。

4. JAPAN ローミングを利用した緊急通報の発信に先立ち「184」をダイヤルする等した場合であっても、契約者情報が、その緊急通報に係る機関へ通知される場合があります。

（略）

附則：本利用規約は、2014年11月26日より実施されます。

改定：2024年12月2日

改定：2025年12月1日

改定：2026年3月1日

改定：2026年4月1日

第 29 条（発信者番号通知等）

1. ニフティは回線交換サービスの利用において、当該契約者回線からの通信に紐づけられる契約者識別番号を当該通信の着信先の契約者回線等へ通知します。

2. 前項の規定にかかわらず、発信者はニフティが別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。但し、緊急通報に係る機関が、人の生命などに差し迫った危険があると判断しニフティに通知の要請があった場合には、契約者識別番号を通知することがあります。

3. 回線交換サービスの利用において当該契約者回線への通信（ニフティが別に定めるものに限り）であって、発信者番号（発信に係る契約者回線等または他社契約者回線の電話番号等をいいます。以下同じとします）が通知されない通信に対して、その契約者回線の契約者は、その発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を発信者に通知することができます。

（新設）

（略）

附則：本利用規約は、2014年11月26日より実施されます。

改定：2024年12月2日

改定：2025年12月1日

改定：2026年3月1日

（新設）